

NEWSLETTER

知財速報

● ランドローバー（LAND ROVER）より提起した江鈴に対する不正競争案件が北京市朝陽法院での一番で勝訴したニュースが、再び自動車産業界と知財産業界を沸かせた。「Lufeng X7」が「RANGE ROVER EVOQUE」から参照であるか又は盗作であるかについて、両方は依然として各々の意見を主張し、これが2つの車の会社の13年にわたる知財争いの休止であるか、もしくは新しい争いの始まりであるかを、みんなでその経過を見守っている。当該一審判決は、ジャガーランドローバー株式会社（「ランドローバー会社」）及び江鈴ホールディングス株式会社（「江鈴会社」）それぞれが持っている自動車の意匠がいずれも無効化された状況で、不正競争防止法の規定に基づいて、ランドローバー「RANGE ROVER EVOQUE」モデルの特有なダウンプレッシュルーフ、サスペンションルーフ、上昇特性ライン、クラムシェルボンネット、完成車の輪郭の造形などの5つの独特なデザイン設計が、江鈴の「Lufeng X7」自動車の外観に用いられて、他の人に一定の影響を与える商品のデザインと同一又は類似している標識を無断使用して不正競争行為が構成され、市場の混乱を引き起こしたと認定されている。案件の方向性に重要な影響を与える江鈴会社の意匠無効案件も、再び公衆の視野に戻り、業界で広く懸念を引き起こした。

江鈴の意匠無効案件から

意匠の「有意差」に対する実務判断についての検討

ランドローバー (LAND ROVER) より提起した江鈴に対する不正競争案件が北京市朝陽法院での一番で勝訴したニュースが、再び自動車産業界と知財業界を沸かせた。「Lufeng X7」が「RANGE ROVER EVOQUE」から参照であるか又は盗作であるかについて、両方は依然として各々の意見を主張し、これが2つの車の会社の13年にわたる知財争いの休止であるか、もしくは新しい争いの始まりであるかを、みんなでその経過を見守っている。当該一審判決は、ジャガーランドローバー株式会社（「ランドローバー会社」）及び江鈴ホールディングス株式会社（「江鈴会社」）それぞれが持っている自動車の意匠がいずれも無効化された状況で、不正競争防止法の規定に基づいて、ランドローバー「RANGE ROVER EVOQUE」モデルの特有なダウンプレッシュルーフ、サスペンションルーフ、上昇特性ライン、クラムシェルボンネット、完成車の輪郭の造形などの5つの独特なデザイン設計が、江鈴の「Lufeng X7」自動車の外観に用いられて、他の人に一定の影響を与える商品のデザインと同一又は類似している標識を無断使用して不正競争行為が構成され、市場の混乱を引き起こしたと認定されている。案件の方向性に重要な影響を与える江鈴会社の意匠無効案件も、再び公衆の視野に戻り、業界で広く懸念を引き起こした。

江鈴会社の専利番号が201330528226.5、名前が「オフロード車 (Landwind E32 モデル)」である意匠は、2014年4月23日に登録公告された。同7月25日に、ランドローバー会社により当該意匠について無効宣告請求が提出され、2015年8月3日に、またMcGovernにより無効宣告請求が提出された。専利復審委員会は、この係争意匠と引留意匠とが全体的な視覚効果で有意差がないという理由により、第29146号の無効宣告請求審査決定を行って、係争意匠権の全部の無効を宣告した。北京知識産権法院で、この無効決定が(2016)京73行初4497号の行政判決により取り消され、北京市高級人民法院は、上訴を受けた後に(2018)京行終4169号の行政判決を行い、一審判決を棄却した。

無効化の提起から二審判決まで、この意匠権無効案件は4年以上続き、事情が複雑で色々変化や問題が起きて、業界に顕著な影響を与えた。この案件の二審判決は、最高人民法院より2019年4月17日に発表された2018年中国法院知的財産権司法保護トップ10案件にも入選された。

意匠の「有意差」の判断から見ると、江鈴会社の当該意匠無効行政紛争案件は、「全体的観察、総合的判断」原則をどのように適用して係争意匠と引留意匠とに有意差があるか否かを判定することについて重要な指針的意義を持っている。以下では、上記案件の無効決定、一審判決及び二審判決を組み合わせ、意匠の「有意差」判断の実務における問題点と考慮すべき要素について分析する。

一、司法実務での意匠の「有意差」の判断における一般的考慮要素

専利法第23条第2項の規定によると、専利権が授与された意匠は、既存意匠又は既存意匠の特徴の組み合わせと比較して、有意差を備えるものでなければならない。

意匠は、「有意差」の判断が主に2つの状況に関わり、すなわち、既存意匠と個別に比較することと、

既存意匠の特徴の組み合わせと比較することである。判断方法及び判断原則について、実務では、一般的に、係争意匠製品に対する一般消費者の知識レベルと認知能力に基づき、係争意匠と既存意匠との全体的な視覚効果について全体的観察及び総合的判断する必要があると考えられている。つまり、判断の際には、一般消費者を判断主体とし、既存意匠の状況を客観的参照システムとして、製品の意匠の全体的な視覚効果に影響を与える、例えば、習慣的なデザイン、部分的なニュアンス、使用時に見やす

い部分に属するか否か、機能的デザイン特徴、デザインスペース、進歩性デザイン特徴など、のすべての要素を総合的に考慮する必要がある。

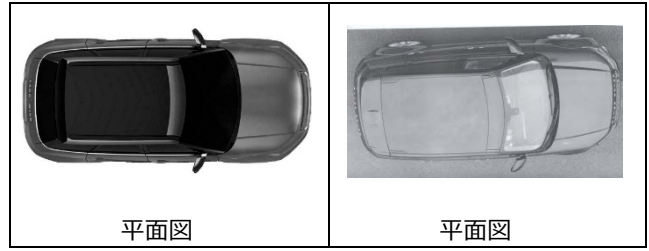
既存意匠又は既存意匠の特徴の組み合わせに対して係争意匠が有意差があるかを判断することは、実務における重点と難点であり、視覚効果に対する影響度の評価は、また有意差があるかを判断する中心的な要件である。「全体的観察、総合的判断」の原則をどのように正確に適用して「有意差」の判断を行うか、特に、具体的なデザイン特徴の全体的な視覚効果に対する影響を判断することが、常に皆の研究と論争の焦点であった。

二、無効宣告請求審査決定の観点

江鈴会社の当該係争意匠に関わる無効宣告請求審査決定において、専利復審委員会は、係争意匠と引留意匠とが全体的な視覚効果で有意差がないという理由により、係争意匠権の全部無効化を宣告した。

当該係争意匠と引留意匠の主な図面は次の通りである。

係争意匠	引留意匠
 右側面図	 右側面図
 正面図	 正面図
 背面図	 背面図



有意差があるか否かの判断方法で、無効決定は以下の判断ステップに従った。すなわち、係争意匠と引留意匠との同一点及び相違点を確認する；一般消費者の知識レベルと認知能力を確認して、自動車分野で一般消費者が有すべき常識的な知識を明確する；デザインスペースの大きさ、及び習慣的なデザインに属するか又は独特のデザイン特徴に属するかを確認する；同一点又は相違点の全体的な視覚効果に対する影響を量る。

無効決定には次のように指摘されている：一般消費者の知識レベルと認知能力に基づき、本案件において係争意匠と引留意匠との同一点及び相違点の自動車のデザインにおける、先後順、難しさ、既存意匠で出現する確率、気づきやすいかどうか、占有した体積の割合又は面積の大きさなどの要素を総合的に考慮したところ、両者の同一点は全体的な視覚効果により顕著な影響を与えており、相違点は部分的な詳細デザインであり、かつ多くの区別特徴が既存意匠であるか又は既存意匠で既にデザイン手法が公開されており、これにより、相違点の全体的な視覚効果に対する影響が少ない。全体から見て、両者の同一点により、両者が基本的に同じ車体の立体形状やデザインスタイルを有することが決定され、主には、引留意匠に示すサスペンションルーフデザイン、同じ車体の割合、側面のウエストラインやスカートラインなどのラインがタフラインスタイルを強調、フロントライト及びグリルの一体化のデザインとシェル型ボンネットとの組み合わせ、背面ライトラインとフロントライトラインとのエコー、逆凸字型のバックドアとカーライトの直線セグメンテーションなどを含み、それにより、両者が全体的な視覚効果で有意差がないようにした。

三、一審判決の観点

当該無効宣告請求審査決定に対して、江鈴会社は北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。審理によ

って、北京知識産権法院は、係争意匠と引例意匠との異なるデザイン特徴が組み合わせた後に形成された視覚的な違いが SUV 型自動車の全体的外観に対して顕著な影響を与えるため、係争意匠と引例意匠とが有意差を持っていると認定され、これより無効宣告請求審査決定を取り消す一審判決を下した。

一審判決では、この無効決定における本意匠と引例意匠とが有意差があるかについての判断方法や判断原則を認め、また無効決定における両者の同一点及び相違点についての認定結論も認めるが、同一点及び相違点の全体的な視覚効果に対する影響上で、一審判決は最後に正反対の結論が取られた。一審判決では、本意匠と引例意匠との車体の割合が基本的に同じで、側面のメインラインの位置、柱の傾斜角度、ウィンドウの外側輪郭、及び分割の割合が基本的に同じで、前後の車体の外側輪郭及び主要部品の相互の位置関係も基本的に同じであるが、本意匠と引例意匠とが、フロントライト、インテークグリル、細長い吸気口、フォグランプ、貫通溝、補助吸気口、逆U字型ガード、リアライト、トリムパネル、ナンバープレートエリア、及びエッジなどの部位に異なるデザイン特徴があり、その組み合わせた後に形成された視覚的な違いが SUV 型自動車の全体的外観に顕著な影響を与え、一般消費者に本意匠と引例意匠との全体的な視覚効果を区別させるのに十分であると指摘した。

つまり、一審判決では、係争意匠と引例意匠との同一点に比べて、係争意匠と引例意匠との相違点がより本意匠と引例意匠との全体的な視覚効果に顕著な影響を与え、このため、本意匠と引例意匠には有意差を持っていると認定されている。

四、二審判決の観点

北京市高級人民法院による二審判決では、一般消費者の知識レベルと認知能力の特定方法、係争意匠と引例意匠に有意差があるかを判断することについてのデザインスペースを確定する方法、及び「全体的観察、総合的判断」方法をどのように適用して有意差があるかを確定する方法について詳細な説明をし、最後に係争意匠と引例意匠には有意差がない結論を出した。

まず、二審判決は、一般消費者の能力レベルの認定方面で一審判決と異なり、「一般消費者の認知能

力がプロのデザイナーや専門家のレベルではないが、少なくとも係争意匠製品の外観のデザインで共通で一般的なデザイン知識を理解しており、このような製品の発展に注意を払うべきである」と認定されている。本件の場合、二審判決は、「一般消費者は、このような自動車製品の構造組成、主要部品の機能やデザインの特徴、及び、車体の立体的な形状、各構成要素の割合や位置関係、及び車体表面のトリム部材の形状、レイアウトなどが、すべて全体的な視覚効果にさまざまな程度の影響を与えることを知っておくべきである」という一般消費者の能力レベルをより一層明確にした。

次に、車体のそれぞれの面の全体的な視覚効果に対する影響の重みについて、二審判決の観点は訴訟された決定と異なり、デザイン順序、難しさの程度のみによって、当たりまえのように、自動車のそれぞれの面の全体的な視覚効果に対する影響の重みの順序を断定することではなく、係争意匠製品が属する自動車の種類の特徴によって、デザイン特徴の分割、及び、係争意匠と引例意匠との対応する特徴を比較することに基づいて、デザインスペースと既存意匠の状況を組み合わせて、車体のそれぞれの面の全体的な視覚効果に対する影響の重みを量るべきであると認定されている。

また、二審判決は、具体的なデザイン特徴の全体的な視覚効果に対する影響の重みをどのように判断するかに焦点を当てており、「一般消費者のデザインスペースに対する認知に基づいて、対応するデザイン特徴の外観設計全体における位置が一般消費者にとって観察しやすいか否かに結合し、かつ、当該デザイン特徴が既存意匠に現れる頻度、及び当該デザイン特徴が機能、美観や技術方面により制限されるか否かなどの要素に組み合わせて、各デザイン特徴の全体的な視覚効果における重みを確定すべきである」と認定されている。具体的な案件では、あるデザイン特徴の外観設計の全体的な視覚効果に対する影響の重みを考慮するとき、外観設計全体から、各当事者の主張、挙証状況、及び推論の十分性によって確定すべきである。

係争意匠と引例意匠とに有意差があるか否かについての認定上、二審判決は無効決定の観点を支持して、両者の同一点及び相違点の全体的な視覚効果に対する影響を総合的に量るべきであるが、一審判

決は、それぞれの同一点の全体的な視覚効果に対する影響の程度について具体的に分析されなかったと認定されている。

同一点について、二審判決は、引例意匠におけるサスペンションルーフのデザイン（すなわち「沈降式デザイン」）により独特のデザイン特徴が構成されており、引例意匠に用いるシェル型ボンネット、フロントライト及びグリルが密接に隣接された統合デザイン、及び両者間の組合せを、前面から見ると、一般消費者の注目を引き起され易く、引例意匠におけるフロントフェンダ上の側面のトリムストリップにより独特のデザイン特徴が構成されるが、ボンネットに英語の文字の標記を設定するのは一般的なデザイン特徴ではなく、排気筒の口部の形状は機能的なデザイン特徴ではなく、ある程度でまた排気筒の美的視覚効果を追求されると認定されている。

相違点について、二審判決は、これらの異なるデザイン特徴が習慣的なデザインであるか、あるいは一般消費者により観察されにくい部位であり、全体的な視覚効果に対する影響が少ないと認定されている。さらに、ランドローバー会社から提出された相応証拠に基づき、インタークグリル上に金属ストリップを設けるデザイン、フォグランプ及びフォグランプを設ける貫通溝の形状、貫通溝の下に補助吸気口と逆U字型ガードが設けられている、などの相違点はみな既存意匠により開示されていることが証明でき、したがって、これらのデザイン特徴は全体的な視覚効果に対して顕著な影響を与えていない。

二審判決は、上述の同一点と相違点の全体的な視覚効果に対する影響の重みの比較分析及びトレードオフに詳細な分析を行った後、係争 SUV の車体の立体的な形状や主なトリム部材のレイアウトに比較的大きなデザインスペースが存在する場合、係争意匠と引例意匠との同一点、特に、車体の側面と前面の同じ及び類似するものの全体的な視覚効果に対する影響の重みが最も高く、その他一般消費者に注目されにくい小さな区別の全体的な視覚効果に対する影響の重みはかなり小さいであり、車体の前面と後面にある主な相違点は、両方を視覚効果に一定の違いを現せようとするが、視覚効果の違いを引き起こす区別的なデザイン特徴は、その多くが

既存意匠により開示されたものか又は既存意匠により同じデザイン手法が公開されており、全体的な視覚効果に対する影響の重みが大幅に減少され、全体的に SUV 完成車のデザイン特徴全体を観察して形成された全体的な視覚効果と、本意匠と引例意匠とが車体の前面と後面で形成された視覚効果の違いは、全体的な視覚効果における重みが、両者間の同一点による収束視覚効果の重みより大幅に低いである、と指摘した。結局、二審判決では、係争意匠と引例意匠との間の差異が「有意差がある」程度に達していないと結論付けられた。

五、案例からの啓示

江鈴の専利無効行政紛争案件から分かるように、実務では、係争意匠が既存意匠又は既存意匠の特徴の組み合わせに対して有意差があるか否かを判断するとき、一般消費者を判断主体とし、既存意匠の状況を客観的参照システムとして、製品意匠と既存意匠の同一点及び相違点を全面的に分析して、製品の外觀設計の全体的な視覚効果に影響を与えるすべての要素を総合的に考慮する必要がある。特に、上記の案例により、以下の啓示が得られる。

1. 司法実務で、改善類意匠の進歩性の要求には、意匠と引例意匠との違いを有意差のある程度に達させよう、当該意匠が新しいデザインであることが要求されるだけでなく、革新の高さも一定の程度まで達することが要求される。
2. 係争意匠と引例意匠の同一点であるか、相違点であるかにかかわらず、一般的には、他の既存意匠において見られなかった独特なデザイン特徴が視覚効果に対してより顕著な影響を与える。係争意匠と引例意匠との相違点が習慣的なデザインかもしくは既存意匠により開示されたものである場合、一般的には、視覚効果に顕著な影響を与えない。
3. 意匠の法律意味での一般消費者は、一定的な認知能力があり、係争意匠製品の既存意匠及びその一般的なデザイン手法について常識的に理解しており、かつこのような製品の発展に注目を払う。したがって、一般消費者は一般的には、既存意匠における従来の習慣的なデザイン特徴に気付くことがない。
4. 一般的に、デザインスペースが大きいほど、

一般消費者が異なるデザインの違いに気がつき難くなり、デザインスペースが小さいほど、一般消

費者が異なるデザインの違いに気がつき易くなる。

この文章は法律意見書と同等ではありません。具体的な法律意見書については、当社の専門コンサルタントや弁護士にご相談ください。当社の電子メールは LTBJ@lungtin.com、当該電子メールは当社のウェブサイト www.lungtin.com でも見つけます。

詳細な情報やさらなる助言については、この文章の筆者にお問い合わせください。

聶慧荃：パートナー、総経理アシスタント、品質検査部部长、シニア弁理士：LTBJ@lungtin.com



聶慧荃

(パートナー、総経理アシスタント、品質検査部部长、シニア弁理士)

聶慧荃先生は、機械、電力、電子の分野における専出願書類の作成、審査意見への答弁、専利復審請求、専利無効審判及び訴訟などの業務を得意とし、専利のレイアウトと分析、中国と海外への専出願、権利維持などの方面で豊富な実務経験を積み上げた。特に、専利無効及び訴訟案件を数多く担当しておき、豊富な専利無効と訴訟経験をもち、複数のフォーチュン 500 社を含む多くのクライアント様のために重要な専利案件を勝ち取った。